

生駒市議会規則第1号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

生駒市議会議長 中谷 尚敬

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成2年3月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 庶務調査係
- (2) 議事係

第8条第1項を次のように改める。

各係の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務調査係

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 議会に関する条例及び規則等の制定改廃に関する事。
- (4) 議会の予算、決算及び経理に関する事。
- (5) 議員の身分及び議員報酬、費用弁償、期末手当に関する事。
- (6) 事務局職員の人事及び諸給与に関する事。
- (7) 儀式、交際及び渉外に関する事。
- (8) 議事堂諸室の管理に関する事。
- (9) 議会図書室に関する事。
- (10) 会議の傍聴に関する事。
- (11) 備品及び消耗品の出納管理に関する事。

- (12) 議長会その他各種の会議に関する事。
- (13) 議員の研修及び共済事務に関する事。
- (14) 事務局日誌に関する事。
- (15) 市政等の調査に関する事。
- (16) 各種資料の作成、収集、整理及び保管に関する事。
- (17) 市議会報の編集及び発刊に関する事。
- (18) 議会先例に関する事。
- (19) その他他の係の所管に属しない事。

議事係

- (1) 本会議、委員会及び公聴会に関する事。
- (2) 議会運営委員会、全員協議会等に関する事。
- (3) 議事日程及び諸般の報告に関する事。
- (4) 議案、請願書、陳情書等に関する事。
- (5) 議員提出議案、意見書案、委員会提出議案等の立案に関する事。
- (6) 議決事項の処理及び会議の結果報告に関する事。
- (7) 会議録その他会議記録の作成に関する事。
- (8) 議会において行う選挙に関する事。
- (9) その他議事に関する事。

第9条第12号中「50万円未満」を「50万円以上200万円未満」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。